

地方部の地域変動をとらえる視点とメンバーシップ 観の転換

植上, 一希
福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1854463>

出版情報 : 社会教育研究紀要. 2, pp.87-89, 2016-12-26. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第12章

地方部の地域変動をとらえる視点とメンバーシップ観の転換

植 上 一 希 (福岡大学)

1. 地方部における地域変動をとらえる視点

(1) 権利縮小期

本第6章「諸権利の縮小という観点から地域変動をとらえる」における論理は次のようにまとめることができる。

○ 国家体制の変容

2000年代以降の開発主義国家体制の変容により、地方部における社会再編が権利縮小をもたらす形で急激に進展している。

↓

○ 地方部における社会システムの変容

その枠組みの中で、①地方行財政縮小スキーム、②地方部における産業構造・雇用システムの変容、がとくに進んでおり地方部の人々の権利縮小をもたらしている。

↓

○ 日田市で見られる現象

①学校の統廃合、学校の都市部への集中による、学習権の縮小、地域の再生産機能の剥奪

②役場機能の縮小による諸権利の縮小

③雇用の場の縮小～労働する権利、生活する権利の縮小

⇒上記のような要素がからまって、地方部から都市部への人口流出が加速している。

↓

○ 結論、問題提起

①旧町村部の諸権利は多様な形で縮小しており、その地域において住み続けることができないという意味で、生存権の剥奪状況にまで達しうる。

⇒現在生じている地域変動は、権利縮小の観点からとらえられ問題化される必要がある。基本的人権保障の視点から地域変動に対峙する必要がある。

②周辺部の権利縮小は、地方行財政縮小スキームや産業構造の転換という、いわば全国的に進められている社会再編を背景としている。

⇒市中心部との関係、他自治体との関係、国との関係など重層的な形で権利縮小への対抗策を考えなければならない。1自治体のことだけ考えても無理がある。日田市に着目するならば、日田市中心部、福岡市との関係をまずはとらえる必要があるし、より広く九州圏との関係をとらえる必要もあるだろう。

③自治体内でも縮小スキームの枠づけは強く機能し、「ゆるやかな店じまい」の方向付けがされている。しかし、こうしたなかでも、人々の生活を守る取り組みが展開されている。

⇒こうした意識が、権利縮小に対峙する権利感覚へとつながりうるという観点が求められる。

⇒地域変動にともなう権利縮小を正確に把握し、それに対するために、基本的人権を保障するという基底的观点をもとに、自治体間の連携等を構想する。そしてその方向性のもとで、地域の人々の具体的な権利感覚に寄り添う社会教育の実践をとらえ、社会教育のあり方を考えていく。そのような作業がなされていく必要があると考える。

☆後藤道夫の大衆社会論¹⁾の理論枠組みを用いるならば、日本型大衆社会の確立期、維持期、転換期と対応して、人々の諸権利も拡大期、維持期、縮小期に分類することができる。現在の日本社会は全体として、権利縮小期に入っており、とくにその縮小のされ方は地方部に集中している。地方部における地域変動をとらえるためには、まずこの権利縮小期という視点が必要である。

(2) 都市部による収奪構造の強化

地方部の地域変動を把握するうえでもう一つ必要な視点が、都市部による収奪構造の強化である。今まで開発主義国家体制下でまがりなりにも機能してきた、都市部から地方部への再分配が大きく減退し、その結果、都市部による地方部からの様々な資源の収奪のみが加速している。

都市部に資本蓄積が集中し、人口も都市部に集中する。地方部からは一方的に資本も人も流出し、しかし再分配はなされず、社会の再生産に不可欠な労働力人口（とくに若年人口）は地方部へとは還流しない。

(1)の権利縮小とこの都市部による収奪構造の強化（再分配の減退）が合わさる形で、地方部の地域変動は今までにない形で進んでいる。

(3) 地域社会を再生産する主体（メンバー）の縮減

社会の再生産（循環）にとっての必要条件是、当該社会の構成員（メンバー）の再生産である。現在の地方部において、まさに問題となるのが、地域社会のメンバーの再生産の困難であり、その中心は若年層の流出にある。この地方部における若年層の流出をいかに捉え、いかに対応するのか、が地域社会の再生産をめぐる議論の中心にある。

本報告が重視するのは、(1)権利縮小期(2)都市部による収奪構造の強化が、合わさる形で、地方部の若年層の流出が不可逆的な勢いにまでなっているということである。地方部から都市部への人口移動は、従来の社会システムのなかでも生じていたものであるが、現在の人口移動は、それらとは性質が大きく異なることに注意しなければならない。

すなわち、従来の地方部においては、都市部とは差があったにせよ、一定の権利保障がなされ、都市部からの再分配もなされ、人の還流（若年層が都市部から還ってくる）もあった。それゆえに、地方部の人々にとって、大衆社会段階において享受することが期待される生活（≒「フツー」の生活）を、地方部で送ることもできるという選択肢があるなかで、一定数が地元に残り、一定数が都市部への移動を果たし、そのなかの一定数が、地方部へと還ってきていたのである。

しかし、現在は、状況が全く異なる。大衆社会段階において享受することが期待される生活を、地方部で送ること自体が大多数の人にとって難しくなっている。経済的自立を果たすこと、家族形成をすること、子どもに教育を受けさせること、そうしたこと自体が、地方部では困難になっているのである。

そうしたなかで、若年層が都市部に移動する。そこには、すでに、地元に残る、(若いうちに)地方部に還ってくるという選択肢は、ほとんど存在しない。そして、それによって、さらに権利縮小と収奪が進む

という、不可逆的に見える悪循環が地方部の地域変動の現実である。

2. 現代の地域変動に対峙するためのメンバーシップの捉え直しと社会教育

(1) 住民、国民、九州圏民というメンバーシップ

地方部における地域社会の再生産を図るためには、1 で見たような、地方部における権利縮小と都市部の収奪強化に対峙しながら、メンバーの再生産を図っていくことが不可欠である。そして、その際、まず必要なのが、メンバーシップの捉え直しという作業である。

従来の地域社会のメンバーシップの捉え方において、重点が置かれがちであったのは基礎自治体（もしくはより狭小：学区単位などの）住民というメンバーシップであった。もちろん、このメンバーシップの捉え方は、各章の事例報告でも見たように、きめ細やかな権利保障や自治を行っていくうえで、重要であることは間違いない。ただし、それだけでは、地域変動に対応することは不可能である。

まず、権利縮小に対峙するためには、第6章でも提示したように、日本国民としての基本的人権の保障という観点が不可欠である。そのためには、メンバーシップとしては国民という捉え方が改めて強調される必要がある。

そして、加えて本章が提起したいのが、基礎自治体を超えたレベルでの広域圏のメンバーシップである。九州というエリアを対象をおく本報告は、それを<リージョンとしての九州>として表現している。現実として、若年層の多くが福岡県などの都市部に流出していることをふまえるならば、そして、都市部による収奪構造を規制するためには、都市部を巻き込んだ形で、メンバーシップを構想しなければならないと考えている。自分の地域のみを再生産を図るのではなく、ましてや、他地域からの収奪を首肯するのではなく、九州圏として広く社会の再生産を図っていく方向性をたてなければ、現在の地域変動に対峙することは難しい。その前提として、九州圏としてのメンバーシップという視点を、住民、国民に加える形で提起したい。

(2) 社会教育におけるメンバーシップの変更と、社会教育によるメンバーシップの転換に向けて

メンバーシップの圏域の指定は当然のことながら、教育の在り方を大きく規定するものであるし、また、教育の在り方を変えることによってメンバーシップの圏域も変化する。

従来の地域社会をめぐる社会教育の議論においては、主に基礎自治体：住民というメンバーシップに焦点が当てられてきたが、地域変動下においては、それに加えて、国家：国民というメンバーシップならびに、広域圏（九州の場合は九州圏）といったレベルでのメンバーシップにも焦点が当てられる必要がある。

とくに、広域圏レベルでのメンバーシップと教育との関係性については、理論的にも実践的にもほぼ未開拓といってよい。また、制度的に、学校教育（とくに初等・中等教育）では広域圏という観点を設定することは困難である。

そうしたなかで、権利縮小期の地域変動に対峙するために、社会教育のメンバーシップは転換される必要があるし、そして、社会教育が広域圏という観点を積極的に打ち出していくことなど、メンバーシップの在り方を変えていくことは大きな意味を有すると考える。

注

1) 後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉』旬報社、2001年。